

平成 22 年度芽室町環境調査結果公表(騒音)

騒音(自動車交通騒音測定結果)

測定地点		西 4 条9丁目(国道38号線)	
環境基準地域の類型		B	
車道端からの距離		0. 5m(地上からの高さ1. 2m)	
測定日		8月	11月
等価騒音レベル	昼間(6~22時)	66.8 デシベル	68.0 デシベル
	夜間(22~6時)	63.2 デシベル	62.9 デシベル

騒音に係る環境基準は次のとおりとなっています。

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

また、特例として、幹線交通を担う道路に近接する空間については次の基準となります。

基準値	
昼間	夜間
70デシベル以下	65デシベル以下

測定時期により測定結果に若干の差はあるが、昼間で 68(db)、夜間で 63.2(db)と昨年度までと比較して低い値となっており、昨年度まで環境基準を超過していた夜間の道路交通騒音は改善され、今年度は昼間、夜間共に環境基準を達成している。この要因としては、高速道路の無料化社会実験が平成 22 年 6 月 28 日から開始されたことにより、国道 38 号線を通行していた車両、特に貨物輸送を担っている大型車両が高速道路を通行するようになったため、日交通量、大型車混入率が減少し等価騒音レベルが低下したものと考えられる。

※地域の類型

AA地域…療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域

A地域…専ら住居の用に供される地域

B地域…主として住居の用に供される地域

C地域…相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

※デシベルとは、音の強さの単位の一つで、人間の耳に感じる最小値を0デシベルとし、この単位に対する対数比でその音の強さを示します。人間の耳に耐える最大値は130デシベルとされています。